人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年四月十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二―一四―一〇

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

本則中「六百三十人」を「六百二十八人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二―一四の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年四月十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―六―七八

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中(6)を(8)とし、同号(5)中「(4)」を「(6)」に改め、同号中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)	薬剤師及び栄養士

を

(3)	理学療法技術職員
(4)	臨床工学技士
(5)	薬剤師及び栄養士

に改める。

別表第一第六号(1)中「課長」の下に「、民間活動支援専門官」を加える。

別表第一第二十号中(7)を(8)とし、同号(6)中「及び」を「又は」に改め、同号中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6)　海上警備隊に属し、海上警備業務に直接従事することを本務とする職員

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年四月十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一四一

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の表機動防除基地の項中

基地長	三種

を

基地長	三種
整官（人事院の定めるものに限る。）	四種

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年四月十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―八六

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「航空交通管理管制業務」の下に「（それぞれ管制指示を主として行うものに限る。）」を加え、同項第二号中「着陸誘導管制業務」の下に「（それぞれ管制指示を主として行うものに限る。）」を加え、同項第三号中「飛行場管制業務」の下に「（管制指示を主として行うものに限る。）」を加える。

第二十三条第二項の表前項第一号の業務の項から前項第三号の業務の項までを次のように改める。

前項第一号の業務	東京航空交通管制部	千三百八十円
	その他の航空交通管制部	八百四十円
前項第二号の業務	東京空港事務所	千三百八十円
	関西空港事務所	八百四十円
	中部空港事務所、福岡空港事務所又は那覇空港事務所	七百七十円
	その他の空港事務所	六百円
前項第三号の業務	成田空港事務所又は東京空港事務所	九百九十円
	那覇空港事務所	七百七十円
	中部空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所又は福岡空港事務所	六百円
	函館空港事務所、仙台空港事務所、新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所、宮崎空港事務所若しくは鹿児島空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所	三百六十円
	釧路空港事務所又はその他の空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所	二百四十円

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三〇の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。